

第25期 第5回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年10月30日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 5 回定例農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 5 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 9 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 1 件

第 1 9 号 非農地判断について 4 件

（報告）

第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について 1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第4回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

それでは、開会にあたりまして篠崎会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第18号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	三秋字大原	●●	畑 ●●m ²
	他11筆	合計	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の農作業従事計画は、議案説明書の2ページになります。

●●さんは、新規就農者になりますので概要を説明しておきます。今回の案件では、●●さんが相続した御実家の農地、宅地、山林など全てを●●さんが譲り受けるお話になっています。そのため、●●さんは既に三秋の旧●●さん宅を購入し、そこに住所を移しておられます。また、このあとの議案19号3番

の非農地申請も、●●さんに所有権を移転するための申請です。栽培予定の柑橘やびわは、●●さんが栽培されていた木をそのまま引き継ぐようです。●●農業委員さんと現地確認をした際には、剪定や草刈などもされた管理のできた園地になっていました。さらに、先代の●●さんが手が回らなくなっていた農地も開墾を進めている様子が伺えました。また、農作業従事計画書、6番に農業外の職業に●●と記入されていますが、こちらは、中山の●●跡で開設されている子供のための●●施設で、その他にも松前町と松山市に●●も開設されており、3つの施設を運営されている代表者というのが本業になろうかと思えます。このあと、ご本人さんから、農業経営について発表をしていただき、質疑応答の時間を予定していますので、そちらと合わせてご審議いただけたらと思えます。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんは既に三秋にお住まいで、集落のお付き合いもスムーズにされています。本人さんは、農業に対して意欲的であり、農道の整備も積極的に行っています。将来的には耕作放棄地を取得して再生させたいというお気持ちもあるようです。それと、●●を経営されているということで、子供たちに対する農の教育にも利用したいということです。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。番号1について委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、新規就農者の方にお入りいただき、営農計画の説明をしていただきます。

●●さん

●●と申します。どうぞよろしくをお願いします。

議長

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●●さん

元々子供に関わる仕事をしていまして、食のことを考える機会も多くありまして、それなら自分で作ってみようかというのがきっかけです。それで、まずは自分がやってみないと伝えることはできないと思い始める動機となりました。計画としましては、びわ畑・栗畑・柑橘をメインに勉強しながらやっていきたいと思っています。3、4年放置されていた状態だったので、地元の方に協力をいただきながら、そのあたりを整備しつつ、いまある作物を広げていけたらなと思っています。

議長

はい。ありがとうございます。皆様からのご意見、ご質疑はありませんでしょうか。それでは、●●委員。

●●委員

それでは、失礼いたします。新規就農と言うことで、大変ありがたいお話なんですが、今お話を聞く限りでは、三秋に住居も移して意気込みは感じられるのですが、多方面にわたって事業をやられている中で、個人では労働力的に難しいと思うのですが、誰かお手伝いしてくれる方はいるのですか。

●●さん

もちろん私だけでは手に余るところがありまして、知り合いの砥部の方が詳しいのでその方に来ていただいたりとか、あと、もちろん私がメインなのですが、パートが2、3名いるので要所要所で人を入れたりとか、それと、試行錯誤でやっていますので、アドバイスとか助力を受けながら、徐々に体制を作っていく次第であります。

議長

はい、よろしいでしょうか。他にはございませんか。

さきほど、耕作放棄地を心配されて、探してやっているとのことですが、大体三秋地区を考えているということですよ、あまり遠い所までは考えていらっしゃらないですよ。

●●さん

もちろん、三秋地区で広げていくことを考えていまして、あっちもこっちもになると物理的にもロスですし、地域に根付きたいというところもありまして三秋地区を中心に考えています。そうしたことを未来の子供たちに残していく

ことをコンセプトに考えていまして、いろいろなものが失われている中で、そうした地域との関わりや、できた作物のノウハウなど大事なものだと思うので、失われてからだと簡単には戻らないので、今のうちに継承して未来に繋げていきたいと考えております。

議長

はい、ありがとうございます。いま、三秋地区は、れんこん祭りなど地域の方々の活動で非常に活性化した状態ですので、そういった方々に溶け込んでいただいて、耕作放棄地の解消に繋げてもらえたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。

●●さん

はい。

議長

他にないようでしたら、●●さんにはご退出いただきます。ありがとうございました。

●●さん

どうもありがとうございました。

議長

あらためまして、委員の皆さまからのご質疑はありませんか。
無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	米湊	●●	さん
譲受人	伊予郡砥部町	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²

申請理由 (譲受人) 新規就農
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の農作業従事計画書を、議案説明書の4ページ～5ページに掲載しています。●●さんは、5ページのとおり、ナス、ピーマン、トマトを中心に栽培する計画になっています。本業は自営での建設業とのことです。このあと、ご本人さんから、農業経営について発表をしていただき、質疑応答の時間を予定していますので、そちらと合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この土地は、長年耕作放棄地でした。新規でやってもらえることはありがたいことです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、新規就農者の方にお入りいただき、本人からの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●●さん

少しだけ自己紹介します。●●建設の代表の●●です。農業をするきっかけとしては、16歳のころから土木の経験があって、多少畑とのかかわりがあって、ここ3年くらいで畑の荒れ地を再生していて、東温市で活動していた時には、再生した土地をそのまま使わせてもらって野菜を作ったりしていたところ、今回たまたま伊予市の方で荒れたビニールハウスの撤去の話をいただいて、撤去するのはもったいないなと思い再生して利用しようと今回のような申請になりました。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆様からの御意見、御質疑

はございませんでしょうか。

●●委員

新規就農ということのようですが、農業用機械はお持ちなのでしょうか。

●●さん

今は、土木でも使う草刈機や除草剤を撒くやつを会社の方で持っていて、トラクターや耕耘機は知り合いの農業者さんからお借りして、畑までの回送は会社のトラックで運んで活動しています。

●●委員

品目を見ていたら、主にお金になる物はナスかなと思うんですが、ナスは露地でも150万円くらいとれるんですが、今も上三谷では採れるんですが、そうなってくると作業時間的にどうなのかなと、トマトやピーマンとかとの兼ね合いもあるんですが、ピーマンも長く採れる品目なので、南伊予はナスは共選出荷もできる品目ですし、新規就農でナスをやっている方もいますから、そのあたり周りの農家さんの話も聞きながら進めていってもらえたらと思います。

議長

はい、ありがとうございます。そういった意見が出ていますがどうでしょうか。

●●さん

僕も始めたばかりで、まだまだこれから勉強していく中で、人とか作業日数とかは、土木の作業員にも手伝ってもらいながら、僕自身ももっと従事できる日数を増やして行けたらと思います。

議長

はい、ありがとうございます。計画書を見ると、1反の場所に3種類の野菜を植え付けるということなんですけれども、実際にはいつペんに植えていくのか、それとも交替で植えていくのか、そのあたりがよくわからないんですが。それと、1反にこれだけの野菜を植えると、無人販売だけでは消化できないはずなんです、そうするとJAさんや市場への出荷も計画に入れて頑張っていたらと思います。

議長

他にないようでしたら、●●さんにはご退出いただきます。ありがとうございました。

(●●さん退出)

議長

あらためまして、委員の皆さまからのご質疑はありませんか。どうでしょうか、計画がこれで農業ができますかね。そのあたりのご意見を経験者の方は出していただけたら。

●●委員

基本的に、ナスとトマトは同じ科やけん連作障害を起こして、ハウスであれば尚のこと僕の経験ではできないんじゃないかと思う。どれも10月いっぱいまでは収穫できる、ナスの場合は最低2日に1回、僕の場合は長ナスですけど、トマトの場合は毎日採らないけん、そうなるとこの日数ではやれるのかどうか。基本的に種まくといっても、基本農家の人は苗を植えて種はまかんでずさんすぎるような気がする。

議長

確かに連作障害と言った問題もありますし、農業従事日数から換算しても、もっとナスなら灌水も消毒も必要だと思われます。トマトももっと手はかかるのかなとは思うんですけども。

事務局

少し事務局から補足させていただけたらと思います。皆さんのイメージされているのは、一反の農地をめいっぱい使って農業をするイメージをお持ちなのかもしれませんが、実際の農地を見てみると、一部でナス、一部でピーマン、一部でトマトを作っています。農業としてどんどん生産販売をしていくというよりは、家庭菜園の延長のような感じです。●●委員さん、●●さんは既に今シーズン畑の管理をされていたようですが、地元の方から苦情とかは聞かれたことはないでしょうか。

●●委員

別にないです。

議長

そうですね、まあ徐々に、荒らさずにそこで農業をやっていただいて、それで将来はしっかりとやってもらって。元がきれいな農地であったならそうはいきませんが、耕作放棄地であったところを戻してもらって、やってみようという意欲を削ぐわけにもいきませんし、周りも見守りながらアドバイスをしてあげたらと思いますのでよろしくお願いします。

ほか、意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人	今治市	●●	さん
譲受人	大阪府	●●	さん
申請地	上三谷字	●●	畑 ●●m ²
	同じく	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の住所が大阪府となっていることの補足を議案説明書6ページの地図を使って説明いたします。譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんは、甥と叔母の関係にあたり、今回の申請農地に隣接する上三谷●●、黄色の部分の宅地と建物を譲受けています。●●番の黄色の宅地の下側に隣接する赤色の場所には農業用倉庫があり、黄色の宅地の右側の●●番は家庭菜園として利用していた場所です。黄色と赤色の土地を囲むように塀が立てられていて一体利用がされています。そのため、第3者が利用することは難しい状況です。今回のケース

のように、担い手が効率的に営農することが困難で、近くに住んでる人が家庭菜園でしか利用できないような農地の権利移動では、地元委員さんの判断で総会への出席は求めています。今後このようなケースも増えてくると思われますので、その際にはご対応をよろしくお願いします。

また、譲受人の作付予定は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

月に何日か、10日程度滞在するということなのですが、以前よりも●●の畑もきれいになっております。草刈なんかもきちんとされております。以上です。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4、5につきましては関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

譲渡人 米湊 ●● さん

譲受人 上三谷 ●● さん

申請地	上三谷字●●番 田 ●●m ²
	同じく ●●番 畑 ●●m ²
	同じく ●●番 畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人) 家庭菜園 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

5番

譲渡人	千葉県 ●●さん
譲受人	上三谷 ●●さん
申請地	上三谷●●番 畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人) 家庭菜園 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

4番と5番も、3番の議案と同じように、担い手には受け手が無く、近くに住んでいる方が新たに家庭菜園として取得をする内容になっています。議案説明書7ページに地図を掲載していますが、黄色が宅地で、赤が取得する農地です。右側の黄色の宅地に申請者の●●さんの自宅があります。左側の黄色の宅地は、議案番号4番の譲渡人●●さんから農地と合わせて購入し、子供さん家族の自宅を建設予定とのことです。

譲受人の作付予定は、議案説明書の1ページ4・5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4、5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

ご本人さんたちご夫婦は50歳前後で結構若い。今現在、●●にお勤めで、周りの農家の方に聞いても、僕らがやりよるよりもきれいにやりよるとのことなんです。それは以前から管理していた狭いところで、今回は合わせて6畝になるので、機械なしで手だけでやるのはちょっと難しいと思ったので、ご夫婦とも相談して、小さなトラクターか管理機あたりの中古がないか探しています。まだお若いですし、このあたりにも住宅地の中なんですけど放棄地がまだありますので、頑張っていただけたらと思っています。

議長

ありがとうございます。番号4、5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

家庭菜園にちょうどいいくらいの広さなので、問題はないように思いますが、ありませんか。無いようでしたら、番号4、5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4、5について承認いたします。続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	双海町高野川	●●	さん
譲受人	双海町高野川	●●	さん
申請地	双海町高野川	●●番	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんから、●●さんに移ったんですが、二人はお友達で売買の話は以前

からできていたんですが、名義変更が出来なくて悩んでいたんですが、今年から変更ができるようになったと話を持って行ったところ喜んでいました。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6にについて賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6にについて承認いたします。続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	下吾川	●●	さん
譲受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町佐礼谷	●●番	田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	農業経営の効率化	
	(譲渡人)	農業経営の効率化	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この件は、この地域で何十年も前に、合併前になるのですが、その時に行われた基盤整備が関係しているようで、当時は譲渡人の●●さんのお父さんの時代になるのですが、その基盤整備に伴って今回の申請地の近くで、●●さんの水田と譲受人の●●さんの水田が隣り合っていたので一緒にして1枚の水田にして、それは●●さんが●●さんの分を譲受けて一筆にしたのですが、それと同時に、今回の申請地を代替地として、双方が話し合っ取り決められて、それ以降は●●さんが実質的に管理をしてきたようです。それが最近になって●●さんが、この申請地が未だに自分の名義になっていることに気づかれて、おそらく当時申請が漏れていたのだと思われるんですが、双方了解のもと改めて申請に至った案件の用です。なお、●●さんは大変御高齢ではありますが、今までも息子さんと一緒にやっておりますので、これからも継続して管理をされていくと思います。なので特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人

上吾川

●●さん

譲受人 松山市 ●●さん
申請地 上吾川●●番 田 ●●m²
同じく●●番 田 ●●m²
同じく●●番 田 ●●m²
譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

この●●さんは3年くらい前まではハウスでナスを栽培、水田では稲作をしていました。その他の農地では柑橘等を栽培していました。農作業はほとんど一人で行っていたため、最近では体力的にきつくなり誰か管理してくれる人を探していました。そのようなときに●●さんの話があり、お願いすることになりました。●●さんは松山市に、株式会社●●を経営しており、現在、柑橘類とキウイフルーツを栽培しています。今後、栽培面積を増やしたいということで今回の話になりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。この件には、私も一部関係していますが、ハウス内の雑草を除去して整地が進んでいる状況です。ビニールは全部張り替えるということで、業者に見積もりを取って準備を進めているようです。ハウスの中ではイチゴとブドウとキウイフルーツを栽培するとのことでした。

質問はないですか。

●●委員

規模拡大ということで話がありましたけど、まだ田んぼもやるということですか。

●●委員

ここに三つの農地がありますが、いずれも稲作はしておりません。一番広い●●番にハウスが9棟です。●●番も3年前までは稲作をしていたのですが今は作っていません。●●番はずっと以前は柑橘を植えていたのですが、最近池の補修をするために、その場所の鋼土が適しているということで採取しました。そのあと、今の業者の方が耕作しやすいように整地や、ハウスの中はブルを入れて耕しているようです。

議長

●●さんが、田をするのかということについては、ハウスはイチゴやブドウをまずやると、その他のところはイノシシの巣にならないように整地をしておいて、ハウスが落ち着いたら順次何かを植えていくということのようです。

(質疑なし)

議長

他はございませんか。無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	宮下	●●	さん
申請地	八倉●●番	畑	●●m ²
	同じく●●番	畑	●●m ²
	同じく●●番	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ9番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

持ち主の●●さんは、八倉でも有数の柑橘栽培の農家さんで、私よりも2、3歳年上の方なのですが、非常に体調がよろしくない、またご家族の方も体調がよろしくないということで、すっきりと農業を辞めると決断されて、ご自分の経営している農地を全て譲りたいと相談されたと聞いています。●●さんは初めて柑橘を栽培される方と聞いていたので、かなり広い面積なのでやれるのかなど不安な面もあったのですが、この中には、19棟の簡易ハウスがありまして、現在も出荷されている園地ですので、価格的にも金額がするのではないかと思います、思い切られたなと個人的には評価をしているところです。面談もさせていただいても、自分の土地を買って自分のものにしてやるという覚悟もできていますので是非賛成したいと思っています。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

10番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	八倉	●●	さん
申請地	八倉●●番	畑	●●m ²
	八倉●●番	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ10番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号10について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんは、現在●●の職員さんで、定年退職をされたとは聞いているんですが、引き続いて関係の部署にお勤めされとるそうです。以前から八倉に生まれて、八倉で生活されている方で、先月の●●さんの件の場所も栽培されると聞いておりますが、この度、先ほどの●●さんがすっきりと農業を辞めるということで、持っている簡易ハウスとそこの道路を挟んだところの48号とを購入される話になりまして、このケースも農業をする以上、土地を持って、覚悟を決めてやっていくということで私は評価をしています。まだまだ若いですから、もっともっと増やしていただいて、頑張ってもらいたいという期待を込めて皆様をお願いしたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。番号10につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。
続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

11番

譲渡人	伊予郡砥部町	●●	さん
譲受人	下三谷	(株)●●	さん
申請地	下三谷●●番	田	●●m ²
	他7筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ11番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

●●委員

梅をやりたいということで、いろいろとやっているんですけど、ちょっと心配なところはありますね。やれるのかなあという認識で、面積も●●m²あって、まだ増やそうと出てきそうなんです。経営規模拡大ということで意欲は分かるんですけども、状況を見てみますと、苗木を買っても枯れてしまうと、なかなかうまくいってない状況ですね。だから、どういうことになるかなと気にはかけています。

議長

この方は、グループを作って、仲間と共同でやっていく方向はないのでしょうか。

●●委員

本人が和歌山の方に行って、ある程度やれるという見通しを立ててやってい

るんですけど、まだ若いので、肥料をやったり消毒をしたりということがなかなかできてないですね。まあ、ご両親が別の会社をやっていて、そこからの融資もあるようなので、共同と言うよりは単独でのようで、我々も助言はしたいとは思っているのですが、ここ2、3年は様子見と言う期間かなと言う状況です。

議長

ありがとうございます。番号11につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●●委員

三秋の農業委員をしているのですが、●●さんは三秋の土地も最近梅を栽培したい●●さんに売買されるような動きがありまして、●●委員さんのお話がありましたので質問させていただきました。

事務局

事務局から補足させていただきます。この●●さんが取得している農地はそのほとんどが耕作放棄地です。雑木が生えているような農地を約2ha、2年前から開墾をされています。栽培をされる能力に関しては、●●委員さんが疑問をお持ちのようですが、耕作放棄地を再生させることに関しては実績があります。今回の申請地も、どちらかというところ荒れてる農地を再生させて利用するという申請になります。

議長

他に質問はございませんか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号11について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号11について承認いたします。

議案第19号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案書は5ページ、6ページ、議案説明書は5ページをお願いします。申出人及び土地所有者は、中山町出渕、●●さん、70才。土地所在地は、中山町出渕2番耕地、●●番。登記地目及び面積は、畑 ●●m²外14筆、面積計 ●●m²。非農地判断を求めるものです。申請地説明図は2ページから8ページをご覧ください。今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、平成4年10月に贈与により当該農地を所有したものの、耕作条件が悪くなったことなどにより植林したとのことで、すでに山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものでございます。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

現地確認をしたのですが、周りもすでに山林化しており、道路が無い所もあります。地主さんはいっぱい農地をお持ちですが、今耕作しているところで精いっぱいということで、山林化しているところはもうどうにも手が入らないということで申請に至ったようです。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきました、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

申出人及び土地所有者は、今治市唐子台東、●●さん。土地所在地は、上三谷●●番。登記地目及び面積は、畑、●●㎡ 非農地判断を求めるものです。申請地説明図は9ページから11ページをご覧ください。今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、令和4年10月に相続により当該農地を所有したものの、すでに平成10年頃から山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

私が以前このあたりの世話役をしていた時にも見たことがあったのですが、その時から雑木林になっていて、手の入れようがないと思います。

議長

ありがとうございます。番号2につきました、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきました、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3

申出人及び土地所有者は、松山市高岡町●●さん。土地所在地は、伊予市三秋●●番。登記地目及び面積は、畑、●●㎡、非農地判断を求めるものです。申請地説明図は12ページから14ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、令和3年11月に相続により当該農地を所有したものの、平成10年頃に植林されていたとのこと。すでに山林化しており、農地としての回復が困難であることから非農地判断を求められているものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

最初に出た売買の件に関連するんですけども、畑にはなっていますが、現在はそこへ行く道もございませんし、14ページの写真のとおり状況ですので、今回の申請をしたわけでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号3について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号4

申出人及び土地所有者は、双海町上灘●●さん。土地所在地は、上灘字●●番。

登記地目及び面積は、畑、●●㎡外5筆、面積計●●㎡。

非農地判断を求めるものです。申請地説明図は15ページから18ページをご覧ください。今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、平成26年1月に相続により当該農地を所有したものの、急傾斜地で耕作が困難であることから手つかずの状態であったとのこと。すでに山林化しており、農地としての回復が困難であることから非農地判断を求められているものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

番号4については、私が現地確認をしてきましたので報告いたします。この土地はいずれも山林化していましたので、やむをえないかなと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

番号4について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

報告第5号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	稻荷	●●	さん
借受人	稻荷	●●	さん
届出地	稻荷●●番	田	●●㎡
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定		

以上です。

議長

ありがとうございます。報告第5号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。
それでは事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は11月30日(木曜日)午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第5回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時3分 閉会)